

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年8月18日(木) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・4 田村 明 ・5 若林 卓哉
8 喜多 義幸・9 竹尾 泰 ・10 田中 茂人・11 清水 喜代己
12 平松 崇己・13 横山 光次・19 太田 義政・21 坂野 大徹
23 水谷 隆

以上13名

欠席委員 3 下井 弘

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹
美里：谷川担当主幹 安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 13 横山 光次・21 坂野 大徹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第8号 非農地証明願について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、今月の農地部会を始めさせていただきます。第8回第1農地部会を開催いたします。
本日の欠席は、3番 下井 弘委員1名で、出席委員は13名でございます。
各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
13番 横山 光次委員、それと21番 坂野 大徹委員、よろしく申し上げます。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第4号に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から2で、件数は2件、面積は3,502.00㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は44,741.30㎡で、その内訳は田が33,941.00㎡、畑が10,800.30㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
番号1 共同住宅用地
以上、件数は1件、合計面1,209㎡で、すべて田でございます。

10ページから11ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、一般個人住宅及び進入路用地
番号2、駐車場用地
番号3、共同住宅用地
番号4、番号5、一般個人住宅用地
番号6、長屋住宅用地
番号7、太陽光発電施設用地

番号8、一般個人住宅用地
番号9、一般個人住宅及び進入路用地
以上、件数は9件、面積は7,816.00㎡で、その内訳は田が5,124.00㎡、畑で2,692.00㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしく願いいたします。

議長 それでは議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページから14ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町向山_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 509㎡、受人 _____、面積 9,173.92㎡、渡人 _____ 外1名。
譲受理由及び譲渡理由は、生前一括贈与のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,533㎡、受人 _____、面積 33,148㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,117㎡ 外1筆、合計面積 1,675㎡、受人 _____、面積 12,769㎡、渡人 _____ 外1名。
譲受理由及び譲渡理由は、耕作利便のための交換になります。

番号4、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,526㎡、受人 _____（持分1,675分の558）、面積 8,638.78㎡、渡人 _____。
譲受理由及び譲渡理由は、耕作利便のための交換になります。

番号5、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,526㎡、受人 _____（持分1,675分の1,117）、面積 15,989.61㎡、渡人 _____。
譲受理由及び譲渡理由は、耕作利便のための交換になります。

番号6、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 565㎡、受人 _____、面積 102,449.18㎡、渡人 _____。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 859㎡、受人 _____、面積 102,449.18㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 19㎡ 外1筆、合計面積 878㎡、受人 _____、面積 102,449.18㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 片田、申請地 片田志袋町青木_____、登記地目・現況地目とも田、面積 799㎡、受人 _____、面積 10,448㎡、渡人_____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 豊津、申請地 河芸町一色石橋_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 495㎡ 外4筆、合計面積 2,634㎡、受人 _____、面積 5,015㎡、渡人 _____ 外3名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 高宮、申請地 美里町五百野庵之上_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 29㎡ 外8筆、合計面積 6,127㎡、受人 _____、面積 11,014㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は11件、合計面積は18,631㎡、このうち田が8,705㎡、畑が9,926㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高茶屋、お願いします。

事 務 局 本日、担当委員である下井委員がご欠席をされておりますが、事前に当案件に対しましてご連絡いただいております、その内容は現地確認を行った結果、特に問題がないとのことでした。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号2から番号8、地区 高野尾、まとめてお願いします。

若林委員 5番、若林です。8月11日に高野尾の地元推進委員の方2名と現地調査をして見たところ、何も問題ないので許可をお願いします。

議 長	全てよろしいですな。
若林委員	はい。
議 長	ありがとうございます。 番号9、地区 片田、お願いします。
小澤委員	1番、小澤です。譲受人の方が耕作を行ってくれるということで、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議 長	分かりました。 番号10、地区 豊津、お願いします。
喜多委員	番号8、喜多です。この件、地元推進委員と現場を見ていますが、別に問題ないので、よろしくお願ひいたします。
議 長	了解しました。 番号11、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番、清水です。8月8日に現地を訪れまして、見ましたところ、別に問題はないということで、よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 番号1から番号11について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。 区分地上権は、地上からある一定の空間を区分として設定することで地上権と同等の権利を持つことが可能となる権利です。太陽光パネルの下部で営農を行う営農型太陽光発電においては、区分地上権でパネル部分の権利設定を行い、パネルを支える足場部分について地上権の設定を行うことで、農地に設置した太陽光発電設備のみを地権者以外の権利者に設定することが可能となります。この議案に関連する地上権につきましては、この後の議案第6号でご審議をいただきます。
	番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町藤足_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 130㎡、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分

地上権設定者 _____。

ある一定の空間として設定する面積は1, 130㎡、高さは地上2mから3.8mの間となります。

譲受理由及び譲渡理由は、営農型太陽光パネル設置に伴う区分地上権の設定のためです。

番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 337㎡、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____。

ある一定の空間として設定する面積は1, 337㎡、高さは地上2mから3.8mの間となります。

譲受理由及び譲渡理由は、営農型太陽光パネル設置に伴う区分地上権の設定のためです。

番号3、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 084㎡、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____。

ある一定の空間として設定する面積は2, 084㎡、高さは地上2mから3.8mの間となります。

譲受理由及び譲渡理由は、営農型太陽光パネル設置に伴う区分地上権の設定のためです。

以上、件数は3件、合計面積は4, 551㎡で、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これ、農地区分はどうなってるのですか。

事務局 農地区分は農用地になります。

議長 分かりました。
説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。8月8日、事務局と地元推進委員2名と現地確認をしました。問題ないので、よろしくお願いいたします。

議長 了解しました。
番号2と3、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。事務局と農業委員で現地確認させていただきました。別に問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議 長 分かりました。
番号1から番号3まで、地元委員さんから異議なしということでございます。
皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町南出_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 251㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和50年に離れを建築し、平成28年に倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲林院、申請地 芸濃町河内南之垣内_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 36㎡ 外5筆、合計面積 679㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成2年より贈与を受けましたが、維持管理が困難なため、申請者の生業としております林業を行うために植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、申請地 安濃町戸島川南_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 161㎡ 外1筆、合計面積 462㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,392㎡で、全て畑でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。8月8日、事務局と地元推進委員と現地を見させてもらいましたが、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 雲林院。

田中委員 10番、田中です。現地確認を芸濃町の2人とも欠席いたしまして、この案件、地元推進委員さんに意見を聞いてまいりました。地元推進委員さんいわく、何も問題がないもので、よろしく報告しなさいということでございました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号3、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番、平松です。8月8日、現地確認をしまして、特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号1から番号3について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページから18ページをお願いします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 北河路町垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 195㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を都市ガス整圧器の設置及び作業スペースとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町下り町_____、登記地目畑、現況地目 雑種地、面積 6.09㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。
昭和61年頃から譲受人が自宅への進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町高佐里北_____、登記地目 田、現

況地目 畑、面積 77㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

平成4年頃から申請地に隣接する県道の整備に伴い進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤之森_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 519㎡ 外1筆、合計面積 954㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場、駐車場、物置用地とするものです。

平成4年頃に譲渡人の先代が物置と駐車場を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、申請地 美里町家所榎田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 525㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、申請地 美里町五百野上之郷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 72㎡ 外1筆、合計面積 1,113㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は402.2㎡、パネルの設置率は40.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 村主、申請地 安濃町連部ゆふけ_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 356㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 787㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成25年5月中旬から資材置場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は4,013.09㎡、このうち田が797㎡、畑が3,216.09㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 安東、お願いします。
川邊委員	2番、川邊でございます。8月8日に管内の地元推進委員4名全員と事務局と確認いたしました。問題ございませんので、よろしくお願いをいたします。
議 長	番号2、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番、若林です。8月8日、事務局と地元推進委員2名と現地確認しました。問題ないので、よろしくお願いします。
議 長	番号3、地区 黒田。
喜多委員	8番、喜多です。この件、地元推進委員の伊藤と見ましたが、別に問題ないので、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 番号4、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9番、竹尾です。8月8日、事務局の方と地元推進委員の方で現地確認をしていただきました。その結果、特に問題ないという報告を受けております。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号5、地区 辰水と番号6、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番、清水です。8月8日、現地を確認に行きました。別段問題はないということで、お願いします。これは5番です。 6番は、これは高宮で同じ8月8日、現地確認に行きまして、会長以下、本庁の方と一緒に確認をしていただきまして、これも問題ないということで、よろしくお願いしたいと思います。
議 長	ありがとうございます。 番号7、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番、横山です。事務局並びに地元推進委員の方と現地確認させていただきました。別に問題ないということです。
議 長	了解です。 番号8、地区 香良洲、お願いします。
事 務 局	本日、担当委員である3番、下井委員がご欠席されておりますが、こちらの案件も事前に当案件に対しましてご連絡いただいております。その内容は、現地確認を行った結果、特に問題ないとのことでした。 以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長	<p>了解しました。</p> <p>番号1から番号8について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 851㎡のうち420㎡ 外3筆、合計面積 2, 949.93㎡、借人 _____、貸人 _____ 外1名。</p> <p>これにつきましては、申請地を砂利採取（一時転用）とするものです。農地区分は、農用地区域と判断されます。</p> <p>番号2、地区 安西、申請地 芸濃町岡本前川原_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 229㎡のうち107.85㎡、借人 _____、貸人 _____。</p> <p>これにつきましては、番号1に関連し、申請地を砂利採取用の進入用の道路（一時転用）とするものです。農地区分は、農用地区域と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は3, 057.78㎡、このうち田が3, 019.78㎡、畑が38㎡でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局に聞きます。これ、一時転用の期間は何年ですか。</p>
事 務 局	<p>7か月になります。</p>
議 長	<p>7か月。</p>
事 務 局	<p>許可日から7か月です。</p>
議 長	<p>了解です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1と2、地区 安西、お願いします。</p>

田中委員	<p>10番、田中です。現地確認を私は欠席しておりましたので、地元推進委員さんの意見を聞いてまいりました。問題ないものと思われるので、よろしく報告しなさいということでございました。一時転用でございますので、またここに戻していただくということもありますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 番号1及び番号2について、地元委員さんは異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定いたします。 次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>20ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。 さきにご審議いただいた議案第2号の区分地上権に関連し、地上権は土地の地権者と、その土地に物件を設置した事業者が同等の権利を得るものです。営農型太陽光におきましては、農地に接する太陽光パネルを支える支柱部分が該当します。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町藤足_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 130㎡のうち0.4㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。支柱の最低高は2.05mに設定してあり、太陽光パネルの下部での農作業に影響のない高さに設定されています。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号2、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 337㎡のうち0.39㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。支柱の最低高は2.05mに設定してあり、太陽光パネルの下部での農作業に影響のない高さに設定されています。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号3、地区 草生、申請地 安濃町草生岡谷_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 084㎡のうち0.49㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。 これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。支柱の最低高は2.05mに設定してあり、太陽光パネルの下部</p>

での農作業に影響のない高さに設定されています。
農地区分は、農用地区域と判断されます。

これらの案件につきましては、10年間の地上権を設定し、一時転用の許可を受けて、申請地に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地では、農地所有適格法人である_____が榊を栽培する計画となっております。

農地区分としましては、農用地区域になりますが、不許可の例外に当たる仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものと判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1.28㎡、全て畑でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が可能であるか否か、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か、支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かについても特に問題がないものと判断され、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。地元推進委員の方と現地確認しましたが、問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号2と3、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。2番、3番、同じですけども、事務局と地元推進委員の方と現地確認させていただきました。別に問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
確認ですけども、地上権に対する一時転用は10年。

事務局 10年です。

議 長 10年でこれまた延長の可能性は大ですか。

事務局 あります。

議 長 そうですね。10年が一番上限ですか。

事務局	はい。
議長	分かりました。 番号1から番号3について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。 どうぞ。
坂野委員	21番、坂野ですけれども、今回、地上権を設定した上で区分地上権を設定するのですが、その効果について、ちょっと分かりやすく説明していただけませんか。
議長	どうぞ。
事務局	地上権を設定することで、地権者と同等の権利を有することができるという説明をちょっと先ほどさせていただいたと思うのですが、この部分につきましては、従来、賃貸借だと、その土地をお借りした上に借りた人が物件を設置するに当たっては、地権者の許可が必要なんです。地上権にあっては、その地権者と同等ということでもありますから、特に地権者の同意を得なくても物件の設置が可能であったり、その権利の設定の移転が可能だったりというようなことになります。 ということなので、今回太陽光を設置して権利設定された方は、極端なことを言うと、太陽光を設置した時点で、10年間の地上権ということで権利を移譲されているわけですが、その中で特に地権者の同意を得ることなく手放すことも当然可能にはなってしまいます。ただ、その場合、当然また別の許可申請ということで必要にはなってくるのですが、権利を設定していただいた方が自由にその部分については権利を持っているということになりますので、自由に扱うことが可能にはなります。
坂野委員	逆に言い換えたら、電線なんかは地上権を設定しますけれども……。
事務局	地役権ですか。
坂野委員	地役権でしたっけ。
事務局	地役権です。
坂野委員	設定された空間については、所有者はもういろえないということですね。
事務局	そうですね。その部分については、もう地上権者のほうに権利は移転してしまっているということになります。
坂野委員	ありがとうございます。
議長	今の、地権者は、地上権を取った人はもう地権者と要するに替わるわけやから、何も逆らえないということですね。

事務局	そうですね。対抗する要件としては……。
議長	その期間中は……。
事務局	ないということです。
議長	ということですね。 あと、よろしいですか。 異議ないでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事務局	21ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町新町_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 354㎡、借人 _____、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は354㎡、畑でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番、若林です。8月8日、事務局と地元推進委員の方2名と現地確認させてもらいました。何ら問題ないので、よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。

続いて、議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページをお願いいたします。

議案第8号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高宮、願出者 _____、申請地 美里町足坂白樫 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 287㎡。

これにつきましては、令和4年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和60年頃に申請地に車庫を建築し、住宅敷地として使用してきたことが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 高宮、願出者 _____、申請地 美里町足坂白樫 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 1,008㎡。

これにつきましては、建物登記事項証明書により、平成3年9月27日に申請地に社員寮を建築したことが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,295㎡、全て畑でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1と番号2、地区 高宮、お願いします。

清水委員

11番、清水です。1番、これは事務局と現地確認に行ってきました。何も問題がないということで、お願いしたいと思います。

2のほうは、現在、寮みたいなの建っているところでございますが、農地としてはまず使えないようなところだと思いますので、何も問題ないと思います。そのときに会長及び本庁からの方と現地を確認させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

番号1と番号2について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第8号について証明をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で15,606㎡、畑の使用貸借、所有権移転で38,855㎡、契約件数は24件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,093㎡、契約件数は6件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,810㎡、契約件数は2件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で37,355㎡、畑の使用貸借で475㎡、契約件数は14件でございます。

美里地区につきましては、該当がありませんでした。

香良洲地区につきましては、田の使用貸借で5,256㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて71,120㎡、畑の集積は、使用貸借、所有権移転を合わせて39,330㎡、合計契約件数は47件、合計面積は110,450㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区9件、河芸地区3件、安濃地区2件、芸濃地区14件で、合計28件、合計面積は59,310㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で59.5%、面積で53.7%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、該当がありませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

説明が終わりました。議事参与の制限に該当する案件は、下井委員が欠席でございますので、該当しない全体の案件についてご審議をいただきたいと思っております。皆さんいかがでしょうか。

川邊委員 ちょっと1つ教えてもらえますか。これ、中間管理機構の売買の契約もあり

ますな。所有権移転について。高野尾町のどの辺ですか、清水というのは。中間管理機構の農地売買事業で売買を行いますよね。

事務局 高野尾町清水（ショウズ）でございます。

川邊委員 そうそう。どのあたりですか。

若林委員 _____の西側です。

川邊委員 _____のハウスの西か。

事務局 そうです。

川邊委員 広い面積や。用途は何ですか。

若林委員 キウイフルーツです。

川邊委員 ああ、なるほど。分かりました。ありがとう。

議長 ほかにございませんか。いかがでしょうか。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、議案第9号について全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時55分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____